

## 山形村議会モニター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山形村議会モニター（以下「議会モニター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、山形村議会（以下「村議会」という。）の運営等に関し、村民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、村議会の運営等に反映させ、もって村議会の改革・活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民 本村の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 村議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び村議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいう。

### (職務)

第3条 議会モニターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営等に関する意見を文書等で提出すること。
- (2) 山形村議会だより及び山形村のホームページの議会に係る部分を見て意見を提出すること。
- (3) 議長が依頼した村議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項。

### (意見等の活用)

第4条 議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は必要に応じて関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項による検討結果は、原則として当該意見等を提出した議会モニターに通知する。公表する場合は、公正、公平を期するため、原則として議会モニターの氏名は公表しない。

### (要件)

第5条 議会モニターは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 18歳以上の村民であること。
- (2) 村議会の仕組み及び運営に関心があること。
- (3) 村政及び地域の振興や発展に関心を持ち、公正な社会的見識を有する者であること。

### (欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、議会モニターとなることができない。

- (1) 議会モニターとして、議会の品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 議会モニターとして、社会的信用を失墜するような行為を行うおそれがあるとき。
- (3) その他議会モニターとして妥当でないと議長が認めるとき。

### (定員)

第7条 議会モニターの定員は15人以内とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、増員することができる。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は2年とし、再任を妨げない。

(募集方法)

第9条 議会モニターは、公募とする。ただし、公募により定員に満たない場合は、これ以外の方法によることができる。

(委嘱)

第10条 議会モニターは、議長が委嘱する。

(委嘱の取消し)

第11条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該議会モニターの委嘱を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する職務が遂行できなくなったとき。
- (2) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 議会モニターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他議長が必要と認めたとき。

(報酬等)

第12条 議会モニターは、無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、謝礼を支給することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。